

# 鎌倉市交通計画検討委員会

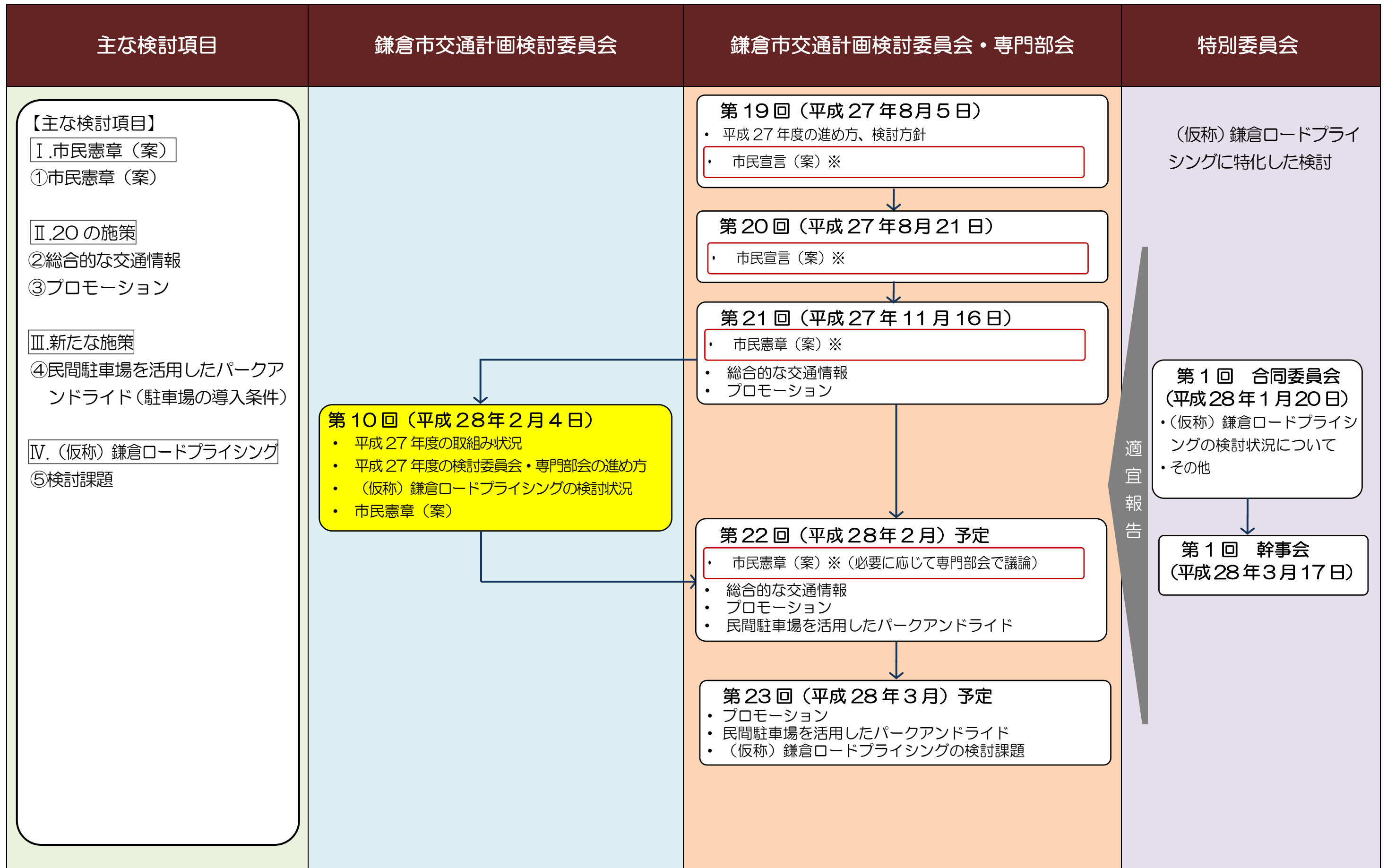
## 【第10回】

### (目次)

1. 平成27年度の取組み状況 .....	1
2. 平成27年度の検討委員会・専門部会の進め方.....	2
1) 検討体制 .....	2
2) 主な議題 .....	2
3. (仮称) 鎌倉ロードプライシングの検討状況.....	5
4. 「古都鎌倉 交通市民憲章」(案) について.....	6
1) 検討経緯 .....	6
2) 「古都鎌倉 交通市民憲章」(案) について .....	8

平成28年2月4日(木)

# 1. 平成27年度の取組み状況



適宜報告

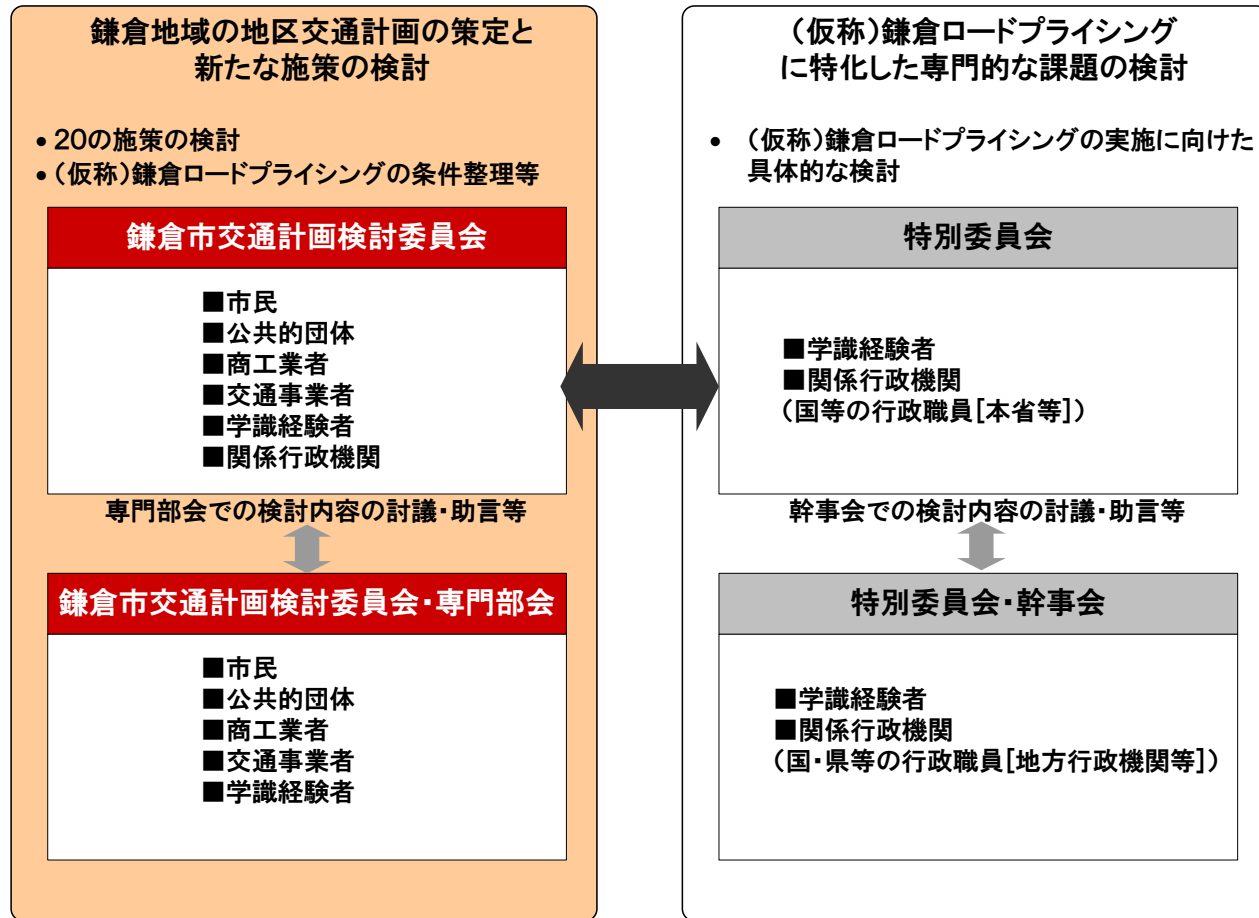
☆特別委員会の進捗状況によって、検討する内容や開催時期が変更になる可能性があります。  
 ☆第21回専門部会以降、市民宣言は市民憲章とします。

## 2. 平成27年度の検討委員会・専門部会の進め方

### 1) 検討体制

■ 鎌倉市交通計画検討委員会と（仮称）鎌倉ロードプライシングに特化した専門的な課題を議論する「特別委員会」の2つの体制で検討を進めています。

図. 鎌倉市交通計画検討委員会等組織図



### 2) 主な議題

■ 検討委員会・専門部会では、20の施策、新たな施策、（仮称）鎌倉ロードプライシングの検討方針及び検討の主体等（2～4頁）を踏まえ、主に次の項目を議論します。

- 市民憲章(案)
- 総合的な交通情報、プロモーション、民間駐車場を活用したパークアンドライド
- (仮称) 鎌倉ロードプライシングの検討課題

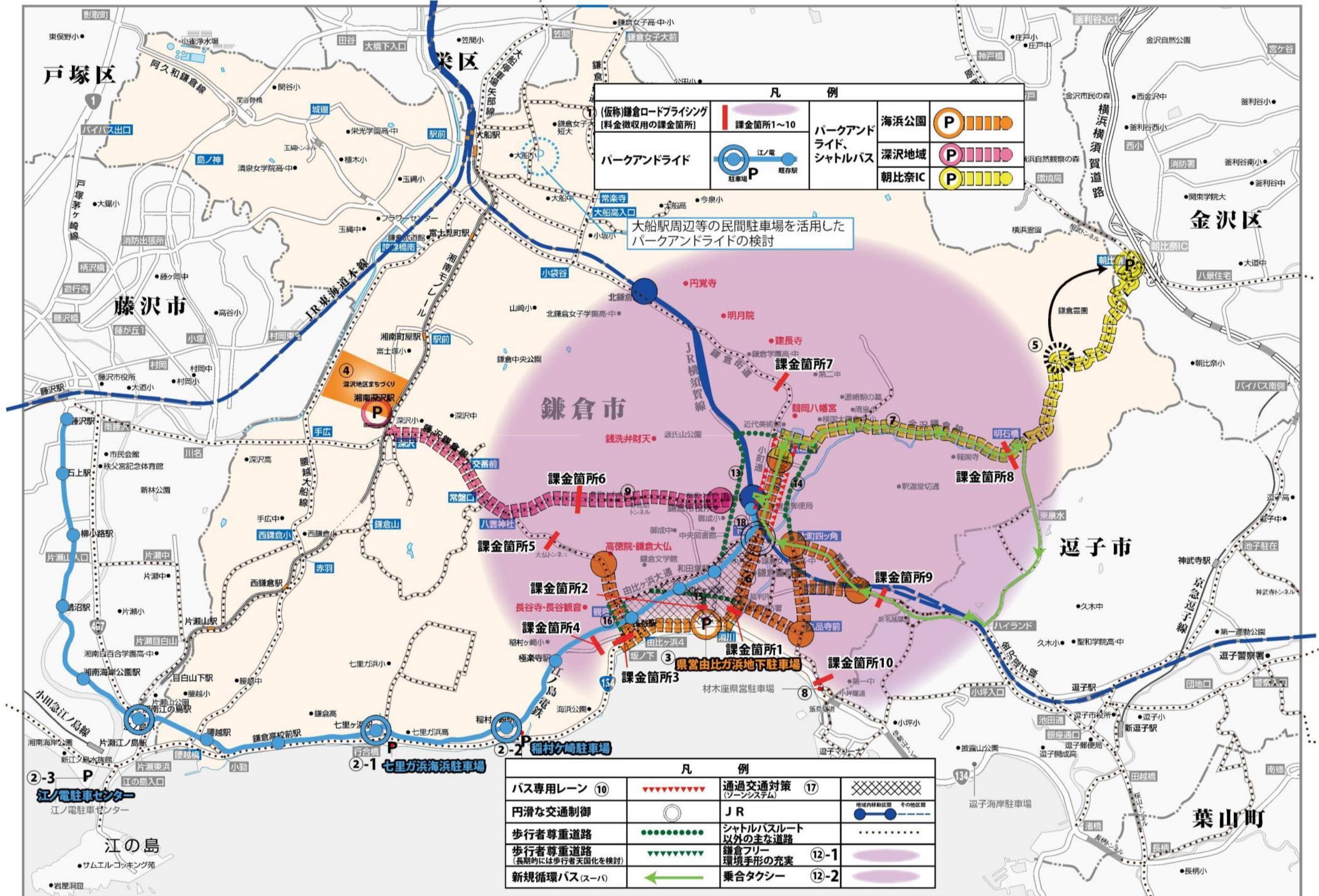
## 20の施策\*の検討方針及び検討の主体

施策等 (番号は施策番号、 次頁の図と対応)	検討方針	検討の主体 (○:平成27年度に議論)		
		検討委員会	特別委員会	
① (仮称) 鎌倉ロードプライシング	4頁参照	○	○	
②～⑤ パークアンドライド	検討課題に対する関係機関との協議・調整 ・ 既存の駐車場の周知に向けた効果的な情報発信、協賛店の追加、家族チケット等の割引の充実、駐車時間の延長、夏期の運用 ・ 深沢地区のまちづくりとの整合 ・ 朝比奈方面での駐車場の確保等			
⑥～⑨ シャトルバス	運行計画、走行環境の向上策を検討し、交通事業者等と協議・調整			
⑩バス専用レーン	導入効果や周辺道路への影響を検証し、交通管理者等と協議・調整			
⑫-1 鎌倉フリー環境手形	利用できる交通機関の拡大や電子化を、関係機関と協議・調整			
⑫-2 乗合タクシー	運行計画・経費を検討し、交通事業者等と協議・調整			
⑬～⑯ 歩行者尊重道路	鎌倉地域の歩行者ネットワークを検討しつつ、国土交通省の「生活道路における物理的デバイス等検討委員会」の成果を踏まえ、自動車の速度抑制策、安全で快適な歩行環境の向上を検討 ・ 今小路通りは過年度の社会実験等の結果等を踏まえ、沿道住民等との合意形成や関係機関と協議・調整 ・ その他の道路は、具体的な計画を検討し、沿道住民等との合意形成や関係機関と協議・調整			
⑰ゾーンシステム	道路幅員が狭い等により(仮称)鎌倉ロードプライシングの機器が物理的に設置できない等の課題を有する場合には、一定エリアの交通規制等を検討 沿道住民や交通管理者等と協議・調整			
⑱江ノ電踏切と連動した信号処理	計画を検討し、交通管理者等と協議・調整			
⑲総合的な交通情報	交通情報を一括して全国的に情報発信する方法を検討し、関係機関と協議・調整	○		
⑳プロモーション	具体的なPRやキャンペーン、情報発信の内容を検討し、関係機関と協議・調整	○		
新たな施策	パークアンドライド (民間駐車場の活用)	候補地の選定、民間駐車場事業者の実施条件の確認、促進すべき駐車場の導入条件について、民間駐車場事業者と意見交換し具体化を検討	○	
	新規循環バス「スーパ」	本格運行に向け、久木踏切周辺の道路改良、路線バスの再編計画やバスロケーションシステムの検討等を関係機関と協議・調整		
	地域公共交通の輸送力の増強	輸送力の増強やバス待ち環境の向上策を検討し、交通事業者と協議・調整		

空欄：事務局で検討を進め、検討委員会に報告し必要に応じて次年度以降に議論する。  
※「20の施策」は追加、廃止があることから名称については今後検討する。

図.20 の施策及び新たな施策の計画図

課金箇所等の位置は決定したのではなく、今後詳細を検討します。



資料：鎌倉地域の地区交通計画策定に向けた中間とりまとめ（平成 27 年 3 月 鎌倉市交通計画検討委員会）

**(仮称)鎌倉ロードプライシングの検討方針及び検討の主体**

検討項目	検討方針	検討の主体 (○：平成27年度から議論、△：来年度以降から議論)	
		検討委員会	特別委員会
全体事業費の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>課金箇所、案内板の設置箇所の具体的な位置の検討</li> <li>設置費用、運用費用等の検討</li> </ul>	△ 課金箇所、案内板の設置 箇所の具体的な位置	△ 費用等
実施主体	鎌倉市が主体として実施 なお、関係機関については、具体的な課金方法等が明らかになった段階で協議・調整		△
財源の確保	国の補助制度等の活用方策を検討		△
法制度	課金するための根拠法令等について検討		○
	適用する具体的な法制度等が明らかになった段階で、交通渋滞が発生している周辺市に、(仮称)鎌倉ロードプライシングの導入が過度に広がらない仕組みを検討	△	△
通信技術に関する法的課題	法的な課題について、関係機関と協議・調整		△
導入効果の予測	導入効果や課題を検証するための各種実態調査を実施	△ 調査設計、 アンケート調査票の作成	—
適正な課金額	各種実態調査の結果を基礎データとした交通シミュレーション等により検討	△	—
具体的な課金の用途	(仮称)鎌倉ロードプライシングのシステム運営・管理費用、公共交通の充実、歩行環境の充実を図るための道路整備、商業・観光振興策の向上等について検討	△	—
具体的な課金方法	メーカーの協力を得ながら、対象車両に応じた具体的な課金システムを検討		○
合意形成	鎌倉市が主体的に進める		—
経済効果	交通渋滞の解消に伴う来訪者の増加による経済効果、駐車場経営や来訪者への影響を検証するため、各種実態調査を実施	△ 調査設計、 アンケート調査票の作成	—
社会実験計画	社会実験の実施をめざし検討を進める	△	△

空欄：当面は事務局で検討を進め、検討委員会に報告し必要に応じて次年度以降に議論、—：主体的に議論は行わないが検討委員会の結果を必要に応じて報告

### 3. (仮称) 鎌倉ロードプライシングの検討状況

- (仮称) 鎌倉ロードプライシングについて、課金の根拠となる法制度や補助制度の活用等の専門的な課題を整理することを目的に、まずは学識経験者や関係行政機関の職員と意見交換等を行い、平成28年1月20日に第1回鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会及び同幹事会の合同委員会を開催しました。
- 委員長は日本大学理工学部 岸井教授、副委員長は埼玉大学大学院理工学研究科 久保田教授が選出されました。
- 平成27年度～平成28年度のスケジュールや検討課題について確認しました。

#### 〔鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会 名簿〕

##### 〔特別委員会〕

種別	所属	氏名
学識経験者	日本大学理工学部 教授	岸井 隆幸
	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	久保田 尚
	一橋大学大学院商学研究科 教授	根本 敏則
	上智大学法科大学院 教授	北村 喜宣
	神奈川大学経営学部 教授	青木 宗明
国土交通省	道路局 企画課 道路経済調査室 課長補佐	小原 宏朗
	道路局 路政課 企画専門官	太田 大吾
	総合政策局 公共交通政策部 交通計画課 課長補佐	高桑 宏之
環境省	水・大気環境局 自動車環境対策課 課長補佐	諸隈 繁浩
警察庁	交通局 交通規制課 課長補佐	川原 匡平
神奈川県	県土整備局 道路管理課 課長	荒井 俊晴
	県土整備局 交通企画課 課長	寶珠山 正和
	藤沢土木事務所 所長	杉山 孝一
神奈川県 警察本部	交通部 交通規制課 都市交通対策室 室長	三富 弥宗和
鎌倉市	都市整備部 部長	小磯 一彦
	まちづくり景観部 部長	大場 将光

##### 〔幹事会〕

種別	所属	氏名
学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	久保田 尚
	一橋大学大学院商学研究科 教授	根本 敏則
	上智大学法科大学院 教授	北村 喜宣
	神奈川大学経営学部 教授	青木 宗明
国土交通省	関東地方整備局 道路部道路計画第二課 課長補佐	丸山 昌宏
	関東地方整備局 道路部路政課 建設専門官	大舘 雅史
	関東地方整備局 道路部地域道路課 課長補佐	平本 和寿
	関東地方整備局 横浜国道事務所計画課 課長	本村 信一郎
	関東運輸局 交通政策部交通企画課 課長補佐	三橋 裕
警察庁	交通局 交通規制課 課長補佐	川原 匡平
神奈川県	県土整備局 道路管理課 グループリーダー	渋谷 佳代子
	県土整備局 交通企画課 グループリーダー	神永 裕一
	藤沢土木事務所 道路都市部 部長	池田 一紀
神奈川県 警察本部	交通部 交通規制課 都市交通対策室 副室長	馬場 広人
鎌倉市	経営企画部 次長	大隅 啓一
	経営企画部 政策創造課 課長	樋口秀之
	総務部 納税課 課長	加藤 博
	総務部 市民税課 課長	二階堂 昌喜
	都市整備部 次長	前田 信義
	都市整備部 道路課 担当課長	森 明彦
まちづくり景観部 次長	伊藤 博	

#### 第1回 鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会〔議事〕

- ①委員長及び副委員長の選出について
- ②情報公開等の取り扱いについて
- ③鎌倉地域における交通計画のこれまでの取り組みについて
- ④(仮称)鎌倉ロードプライシングの検討状況について
- ⑤その他

#### 〔主な意見の要旨〕

項目	意見の要旨
特別委員会の進め方	検討課題をどのように工夫すれば(仮称)鎌倉ロードプライシングが実施できるか考える。 新しい制度であり、課題もあるだろうが知恵を出して考える。
法制度	道路法の「道路無料公開の原則」との関係性を明確にする必要がある。 法律の「原則」には、規則に近いものから慣行程度のものもある。 課金装置、機器等の設置に関する道路占用の許可との関係性を整理する。 交通規制との関係性を整理する。 ETCの設置要件との関係性を整理する。
(仮称)鎌倉ロードプライシングの検討	シンガポールは、チケットの目視から始まり、衛星による運営管理の検討が進められるなど、課題への対応を順次図りシステムの機能向上を図っている。 ロードプライシング以外の取組みでは、道路混雑の解消が難しいことを整理する。 ロードプライシングの実施に向けては、パークアンドライド等の対象地域の外側での対応も合わせて検討する。 ロードプライシングを行った場合の近隣市への影響を整理する。

## 4. 「古都鎌倉 交通市民憲章」(案) について

### 1) 検討経緯

「鎌倉地域の地区交通計画に関する提言」(平成8年に策定)では、計画目標を実現するためには、市民自らがこれまでの自動車交通に関する考え方や利用方法を見直すべきだと考えました。「鎌倉地区交通 市民宣言(案)」は、その精神をまとめたものです。

#### (計画目標)

- 自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり
- 歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり
- 活力とにぎわいのある、歩いて楽しい古都かまくら観光地づくり

- 平成26年度に策定した「鎌倉地域の地区交通計画策定に向けた中間とりまとめ」では、「鎌倉地区交通 市民宣言(案)」について、新たな視点や見直す視点がないか引き続き検討するとしています。
- 鎌倉市交通計画検討委員会・専門部会では、平成26年度が第17回(平成26年12月18日)、第18回(平成27年3月2日)の2回、平成27年度が第19回から第21回の3回議論を重ね、委員から提案のあった本文をもとに、基本的な考え方を整理し、専門部会(案)を作成しました。

◆基本的な考え方／「制定の目的」 「役割・位置づけ」 「制定の手順」 「主体」 「ネーミング」

◆「古都鎌倉 交通市民憲章」(案)

### 鎌倉市民憲章（制定昭和 48 年 11 月 3 日）

#### 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

#### 本文

1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。

1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。

1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。

1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。

1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

### 平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和 33 年 8 月 10 日 鎌倉市

市民有志の皆さんの請願等を市議会が全会一致で採択し、市が宣言したものです。  
本市の平和事業は、すべてこの平和都市宣言と鎌倉市民憲章の精神に基づいています。

#### 制定の経過

昭和 47 年 5 月 15 日：正木市長が広報かまくらで市民憲章制定の主旨を表明

昭和 47 年 6 月 1 日

～7 月 31 日：広報、掲示板へのポスター掲出で市民憲章文案を公募  
(応募件数 72 件 佳作 5 点選出)

昭和 47 年 10 月 28 日：市民憲章起草委員委嘱

昭和 48 年 10 月 9 日：市議会総務常任委員会で全員一致で原案可決

昭和 48 年 10 月 11 日：市議会本会議全会一致で原案可決

昭和 48 年 11 月 3 日：鎌倉市民憲章制定（式典開催）



## 2) 「古都鎌倉 交通市民憲章」(案) について

「古都鎌倉 交通市民憲章」の専門部会(案)の基本的な考え方と本文について、本日議論します。

### 【基本的な考え方】(1/1)

項目	専門部会での主な意見	専門部会(案)
<b>■制定の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点では(仮称)鎌倉ロードプライシングは検討段階なので、その実現に向け、市民憲章が必要という目的にはしない方がよい。</li> </ul>	<p>古都鎌倉は、休日を中心に著しい交通渋滞が発生しており、バスの定時性・速達性の低下、緊急車両の遅れなど、市民生活に大きな支障をきたし、移動の自由が奪われています。</p> <p>交通渋滞の解消に向けては、自動車の利用を自粛し、必要に応じて抑制を図り、徒歩と公共交通を中心とした交通環境をめざすことが必要です。</p> <p>そこで、「古都鎌倉 交通市民憲章」を制定し、市民や行政が進める取組みの精神を来訪者に広くアピールします。</p>
<b>■役割・位置づけ</b> ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「歩くまち」をめざす意味で、「自動車利用を抑制して歩こう」という市民憲章や市民宣言は必要。</li> <li>● 市長、行政、市民が力を合わせて取り組むので、市民宣言よりも市民憲章の方がふさわしい。</li> <li>● 「憲章」は理想として定めた大本の決まりとなるので、憲章の方がよい。</li> <li>● 市民憲章となれば議会に諮る必要があり、それなりの重みがある。まちづくり全体で考えることが必要。</li> <li>● 市民憲章の場合は、市民全体の理解が必要である。</li> </ul>	<p>計画目標の実現に向けては、市民と行政の連携・協働関係をより高め、交通問題の解決に全市的に取り組むことが必要です。</p> <p>市民憲章は、鎌倉市の交通計画の上位に位置し、市民や行政の行動規範を定めるものです。これを将来に渡って継承し、その理念を広く浸透させることが重要であることから、議会に諮る「市民憲章」の制定をめざします。</p>
<b>■制定の手順</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民憲章の制定においては、鎌倉地域の交通渋滞に対する市民の関心・意識を高めることが重要であり、継続的な市民への周知が必要。</li> <li>● 市長が提案し議案の可決による進め方は、行政の熱意を市民にアピールできる。</li> <li>● 来訪車両の抑制を促すためには、市民自らの自動車の使い方を見直すことが必要。その精神を示した市民憲章は、自動車利用の抑制策と併せて情報発信した方がよい。</li> </ul>	<pre>                     graph TD                         A["『古都鎌倉 交通市民憲章』(検討委員会案)"] --&gt; B["◆検討段階での市民意見の反映 交通計画ニュースや鎌倉市ホームページ等で公表し、市民に広く アピールするとともに、意見を募集"]                         B --&gt; C["『古都鎌倉 交通市民憲章』(素案)"]                         C --&gt; D["◆市民意見の聴取 市民アンケート、市政eモニター、パブリックコメント等の実施"]                         D --&gt; E["『古都鎌倉 交通市民憲章』(案)"]                         E --&gt; F["◆市長が提案し、議会で議案としての可決をめざす"]                         F --&gt; G["『古都鎌倉 交通市民憲章』の制定"]                     </pre>

※参考) 兵庫県加東市企画部企画政策課「市民憲章について」は、その意義として、法律は性悪説に基づいて強制力と罰則を定めるのに対し、市民憲章は「自主的かつ積極的な意志に基づいて世の中を良くしようとするということについて、どのような考え方で何をすべきか」を考えさせてくれるものと整理しています。

【基本的な考え方】(1/2)

項目	専門部会での主な意見	専門部会（案）
<p>■主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民憲章の制定には、行政の役割も大きい。全市民と鎌倉市が主体となって協働して取り組むことが不可欠。</li> <li>● 市長が提案して議案を可決すれば、行政が主体となるのは分かる。本文に「私たち」と表現すれば市民も協力して実行すると受け止められる。</li> </ul>	<p>全市民と鎌倉市（行政）の協働とします。</p>
<p>■ネーミング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 端的な方が人の印象に残るので「歩くまち鎌倉」などがよい。</li> <li>● 「歩いて楽しいまち、鎌倉」は、「まち」と「鎌倉」が2回出てきて、「鎌倉」というのを強く打ち出しているので良い。</li> <li>● 「市民憲章（市民宣言）－歩いて、楽しむ・鎌倉－」のようにサブタイトルとして付け加える方が重みがある。</li> <li>● 市民意識を高める意味では「楽しい」が文中にあっても良いが、表題は憲章として広く捉えられシンプルなものが良い。</li> </ul> <p>《専門部会で挙げたネーミング（案）》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩くまち古都鎌倉市民憲章</li> <li>・ 歩いて楽しいまち、古都鎌倉市民憲章</li> <li>・ 歩いて楽しい古都鎌倉市民憲章</li> <li>・ 市民憲章 - 歩いて、楽しむ・古都鎌倉 -</li> <li>・ 歩こう古都鎌倉憲章</li> <li>・ 古都鎌倉 交通市民憲章</li> <li>・ 徒歩と公共交通でめぐる古都鎌倉市民憲章</li> </ul> </div>	<p>専門部会で挙げたネーミング（案）から、以下の理由により「古都鎌倉 交通市民憲章」を選定し、提案します。</p> <p>（選定の理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車の使い方を考え、徒歩と公共交通を中心としたまちをめざす目的に合うようにしました。</li> <li>● 既に制定されている「鎌倉市民憲章」との区別を明らかにするため、名前に「交通」を入れることとしました。</li> </ul>

### 鎌倉地区交通 市民宣言(案)

私たち鎌倉市民は、自らの自動車利用を自粛し、徒歩と公共交通を中心とする交通環境を創り、古都鎌倉の歴史的遺産や風土を活かした新しい街づくりを進めることを宣言します。

その実現に向けては地区で働く人達や遠来の顧客とともに手を携えて進めます。

私たち鎌倉市民は、

「歩いて楽しい街」、

「静かできれいな街」、

「子供や高齢者にやさしい街」、

「電車やバスが利用しやすい街」、そして

「市民と遠来の顧客が共生しやすい街」をつくります。

私たち鎌倉市民は、この宣言の精神が湘南地域へそして全国に広まることを願います。

平成〇年〇月

鎌倉市

#### 《専門部会での主な意見》

- 制定の具体的な目的が示されていた方が分かりやすい。
- 鎌倉地域の特性を説明している「歴史的遺産や風土を次代に継承する」は必要。
- 「交通問題と闘ってきた」は、それだけ大変であることを伝えるという意味でよい。
- 道路整備が進まない原因を、自然的・歴史的環境の保全に負わせないようにする。自然的・歴史的環境の保全と道路整備の両立は難しいことを強調すべき。
- 「憲章」は鎌倉地域に限定した書き方にしない方が良い。鎌倉地区は「鎌倉」でも良いのではないか。

### 古都鎌倉 交通市民憲章(案)

私たちは、先人から受け継いだかけがえのない古都鎌倉の歴史的遺産や風土を、次代に継承すべく努めてきました。同時に、悪化する交通環境とも闘ってきました。

特に、古都鎌倉は鎌倉時代からの都市構造を今に残しており、自然的・歴史的環境の保全と道路整備の両立が難しい状態にあります。休日を中心に来訪車両が集中し、私たちの快適な生活環境に支障をきたすとともに、移動の自由が奪われている状況です。

古都鎌倉の歴史的遺産や風土を活かした世界に誇れるまちづくりを進めるために、徒歩と公共交通を中心とした交通環境をめざし、ここに「古都鎌倉 交通市民憲章」を定めます。

1 「公共交通が利用しやすく、歩いて楽しい、賑わいと活力のあるまち」

1 「子供や高齢者にやさしい、安全・安心なまち」

1 「市民と来訪者が共存でき、楽しく触れ合えるまち」

このまちづくりに向けては、私たち自らが過度な自動車利用を控えるとともに、古都鎌倉の交通に関わりのある多くの人たちの理解を得て、ともに手を携えて進めます。

鎌倉市